

(別記第4号様式)

富津市パブリックコメント手続実施結果報告書

令和8年2月17日

市民の皆さんからいただいたご意見、これに対する市の考え方などを取りまとめましたので公表します。

施策等の名称	富津市公共施設等総合管理計画（案）	
実施期間	令和7年12月19日～令和8年1月18日	
意見の件数	3件	
	意見の内容	意見に対する市の考え方
	別紙のとおり	別紙のとおり

施策等の案についてのお問い合わせ先

富津市役所総務部財政課資産経営係

住所：〒293-8506 富津市下飯野2443（市役所本庁舎3階）

電話：0439-80-1213 ファクシミリ：0439-80-1350

電子メール：info@city.futtsu.chiba.jp

● 富津市公共施設等総合管理計画(案)に対するパブリックコメント等の取りまとめ

意見番号	意見の内容	意見に対する市の考え方	対応状況
1	<p>P19 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 2 インフラ施設 ①計画的な保全の促進②安全の確保より</p> <p>19ページのインフラ施設について、歩道の管理計画に関して見直し意見を申したい。青堀から大堀地区にかけてが特に顕著なのだが、街路樹の根が張って舗装が盛り上がり歩行が危険。更にその街路樹の枝が額に当たるほど伸びている(車道側にも)。地上2m以下の枝は払う基準を設けてくれないか。また歩道と車道が交差する所の段差が大きい。いずれも杖や車椅子の利用者には優しくない。あと市内全般だが、歩道沿いの民地の雑草繁茂で歩道の有効幅が狭まっている。何とかならないものなのか。</p>	<p>本計画では、インフラ施設を含めた公共施設等全体の管理に関する基本方針を定めており、インフラ施設では、計画的な保全の促進のほか、市民の安全性の確保を最優先とした対策を実施していくこととしています。</p> <p>このため、いただいたご意見による計画内容の修正は行いませんが、歩道を含む道路の管理にあたっては、歩行者の危険性という視点も踏まえたうえで、適切な維持管理及び補修を適宜実施してまいります。</p>	<p>原案どおり (修正なし)</p>
2	<p>P18 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 1 公共施設(3)再配置の手法⑥廃止より</p> <p>これからの維持・管理・廃止について、何かあったら廃止ではそれまでの電気料金や維持管理をしに行くための交通費、売却するにしても経費がかかると思うので、すぐ解体してしまった方がよいのではないか。</p>	<p>公共施設の再配置にあたっては、将来負担コストのほか、施設の老朽化の状況や将来の人口推移等を勘案し、最適な手法を総合的に判断することとしています。</p> <p>ご指摘の意見につきましては、再配置の基本的な考え方でお示ししており、役割を終えたと判断される施設は、施設の立地や利用状況など、地域の状況も考慮したうえで、解体についても積極的に検討してまいります。</p>	<p>原案どおり (修正なし)</p>
3	<p>P15 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 1 公共施設(1)管理の基本的な考え方⑤脱炭素の推進より</p> <p>「富津市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、施設の改修や更新にあたっては、省エネ機器の導入によるエネルギー消費量の削減、太陽光発電・蓄電池等の自立分散型エネルギーシステムの導入、再生可能エネルギー等の有効利用により、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。</p> <p>上記の内容に賛同するとともに、下記文章を追加することをご提案します。</p> <p>「富津市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、施設の改修や更新にあたっては、省エネ機器の導入によるエネルギー消費量の削減、太陽光発電・蓄電池等の自立分散型エネルギーシステムの導入、再生可能エネルギー等の有効利用、カーボンニュートラルに配慮したエネルギーの調達により、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。</p>	<p>「富津市地球温暖化対策実行計画」に掲げる温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、エネルギー消費量の削減はもとより、再生可能エネルギー等の活用など、エネルギー調達方法の検討が必要であると認識しております。</p> <p>このため、カーボンニュートラルに配慮したエネルギーの調達は必要不可欠な要素であることから、ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>	<p>原案に追記 (修正あり)</p>